

水戸市立梅が丘小学校
いじめ防止基本方針



水戸市立梅が丘小学校

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

2 学校の基本的な考え

- いじめは全ての児童に関わる問題である。
- いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- いじめは、絶対に許されない、卑怯な行為である。

3 学校の基本姿勢

- ◎ 児童の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- ◎ いじめの早期発見に努め、認知した場合は、迅速に対応する。
- ◎ 家庭・地域との連携を深め、全体でいじめ問題に取り組む環境の整備に努める。

4 いじめ防止のための組織

○生徒指導部員会（企画会）〔月1回及び臨時〕

〔生徒指導主事・各学年生徒指導部員〕

－ 役割 －

- ・ 日常的な情報交換
- ・ 共通理解

○いじめ防止対策委員会（いじめ・不登校対策委員会内に設置）

〔年3回：5月，10月，1月及び臨時〕

〔校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・（事案により，専門家を加える。）〕

－ 役割（国の基本方針より） －

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ◇ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

5 年計画

H25	H26	H27	H28	H29
○基本方針の検討	○基本方針の策定 ○点検・見直し	○点検・見直し		→
H30	H31	R2	R3	R4
				→
R5				
→				

6 年間計画

月	生活目標	目指す児童像	長欠・不登校対策	いじめ対策	その他
4	<ul style="list-style-type: none"> ・きまりを守って生活しよう ・元気にあいさつしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通のきまりを守る子 ・きちんとした身なりができる子 ・あいさつのできる子 	<ul style="list-style-type: none"> ※不登校対策委員は、1～3回及び必要に応じ臨時で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「梅が丘小学校いじめ防止基本方針」による共通理解 ※いじめ防止対策委員会は1～3回及び必要に応じ臨時で開催・いじめ調査（第1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部員会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・きまりよい生活をしよう ・自分から体をきたえよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下・階段の歩行がきちんとできる子 ・外で元気に遊ぶ子 	<ul style="list-style-type: none"> ・①不登校児童生徒に対する援助指導状況報告書（長欠報告）4月分 ・不登校対策委員会（第1回） ※企画会時に開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会（第1回） ※企画会時に開催 ・いじめ調査（第2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部員会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・時と場に応じた生活をしよう ・相手や場に応じた言葉遣いをしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内では静かに過ごせる子 ・礼儀正しい言葉遣いができる子 	<ul style="list-style-type: none"> ・②不登校児童生徒に対する援助指導状況報告書（長欠報告）5月分 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査（第3回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・生徒指導部員会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・協力して生活しよう ・身のまわりをきちんとしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達を大切にできる子 ・片付けのきちんとできる子 	<ul style="list-style-type: none"> ・③不登校児童生徒に対する援助指導状況報告書（長欠報告）6月分 ・④不登校児童生徒に対する援助指導状況報告書（長欠報告）7月分 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査（第4回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中校外巡視 ・生徒指導部員会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・目標をもって生活しよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・めあてをもってがんばる子 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内個別面談（希望者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中校外巡視
9	<ul style="list-style-type: none"> ・きまりよい生活をしよう ・安全・事故防止に努めよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・時刻をきちんと守る子 ・自分の目で安全を確かめる子 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査（5回） ・いじめ調査（第6回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動
10	<ul style="list-style-type: none"> ・進んで仕事に取り組もう ・規則正しい生活をしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・係・委員会活動に進んで取り組む子 ・時刻を守り、身だしなみをきちんとした子 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑤不登校児童生徒に対する援助指導状況報告書（長欠報告）8、9月分 ・不登校対策委員会（第2回） ※企画会時に開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会（第2回） ※企画会時に開催・いじめ調査（第7回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部員会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・進んで体をきたえよう ・協力して仕事に取り組もう 	<ul style="list-style-type: none"> ・めあてをもって体をきたえる子 ・清掃や片付けが進んでできる子 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑥不登校児童生徒に対する援助指導状況報告書（長欠報告）10月分 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査（第8回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯安全教室（5年） ・薬物、喫煙防止教室（6年） ※「学校へようこそ」時に実施案（検討） ・あいさつ運動 ・生徒指導部員会

12	<ul style="list-style-type: none"> ・協力しながら生活しよう ・礼儀正しい生活態度を身に付けよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなと仲良くできる子 ・礼儀正しい言葉遣いや行動ができる子 ・きちんとした身なりができる子 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑦不登校児童生徒に対する援助指導状況報告書（長欠報告）11月分 ・⑧不登校児童生徒に対する援助指導状況報告書（長欠報告）12月分 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査（第9回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中校外巡視 ・生徒指導部員会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・礼儀正しい生活をしよう ・登下校の安全 ・事故防止に努めよう ・寒さに負けず体を鍛えよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・場に応じた言葉遣いや態度のできる子 ・安全を確かめ、きまりを守る子 ・めあてをもって運動に励む子 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策委員会（第3回） ※企画会時に開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会（第3回） ※企画会時に開催 ・いじめ調査（第10回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・生徒指導部員会
2	<ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい生活をしよう ・協力して生活しよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間を大切にできる子 ・思いやりのある行動ができる子 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑨不登校児童生徒に対する援助指導状況報告書（長欠報告）1月分 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査（第11回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝の気持ちをもって生活しよう ・計画的に整理 ・整とんをしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・お世話になったことへ感謝のできる子 ・身の回りの整理整とんができる子 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑩不登校児童生徒に対する援助指導状況報告書（長欠報告）2月分 ・⑪不登校児童生徒に対する援助指導状況報告書（長欠報告）3月分 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査（第12回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末・始校外巡視 ・生徒指導部員会

7 具体的な取組

（令和5年度一部修正）

（1）未然防止のために

ア 学校の教育活動全体でやること

- ・あいさつ運動【強調週間：6，9，11，1月】
- 【通年：生活向上委員会を中心とした活動】

イ 学年・学級経営…係活動・当番活動の励行，児童とかかわる時間の確保・個別面談の実施

ウ 授業…学び合い，支え合う授業の推進，特別支援教育の視点の取り入れ

いじめ問題や性的マイノリティに対する理解を深める道徳授業の実施

学級活動において，SOSの出し方のトレーニングやアサーショントレーニングの実施。

エ 児童会…いじめ解決フォーラムの実施，児童が主体となる活動の実施（企画委員会）

オ 特別な支援を必要とする児童…交流学級との計画的なかかわり

カ インターネット…（例）県メディア教育指導員の活用（5学年）

キ 保護者への啓発…学年便り・保護者会の活用

ク 地域・関係機関との連携…人権擁護委員による人権教室の実施（4学年）

昔遊び教室の実施など福祉機関との連携（1学年）

地域の行事への積極的な参加（ふれあい祭等）

（2）早期発見のために

ア 日常的な視点…児童との積極的なコミュニケーション，家庭訪問の実施

イ 教育相談窓口の周知…養護教諭，話せる教員づくり，相談ポストの設置，市いじめ・青少年相談ダイヤル・県いじめ・体罰サポートセンターの活用
校内オンライン相談窓口の設置（一人一台端末の活用）

ウ 調査・・・定期的なアンケート調査の実施（年12回），教職員によるチェックリストの活用

エ 保護者・地域との連携・・・相談窓口の周知

(3) 早期解決のために

ア 安全保障・・・被害児童，相談・連絡してきた児童の安全確保

イ 事実の把握・・・組織を生かした調査の実施

ウ 関係機関等との連携・・・市いじめ対応専門班との連携，茨城県スクールカウンセラー・水戸市スクールソーシャルワーカーの活用

エ 保護者との協力・・・加害・被害保護者との協力

(4) 重大事態への対処のために

ア 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお，相当の期間については，不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とする。ただし，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，迅速に調査に着手する。

イ 報告・・・市教委を通じて市長に報告

ウ 調査・・・事案の調査を行う主体については，市教委が判断する。

調査は，当該重大事態への対処及び再発防止のために行う。

学校が主体となる場合，いじめ防止対策委員会を母体とし，事案の性質に応じて医師や臨床心理士，福祉の専門家等，市教委へ支援の要請を行い実施する。

事実関係を可能な限り明確にする。たとえ不都合なことがあっても，事実をしっかり向き合おうとする姿勢をとる。

【いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合】

・いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査実施が必要。

【いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合】

・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に今後の調査について協議して調査に着手することが必要。

エ 調査結果の報告及び提供・・・調査によって明らかになった事実関係についてのいじめを受けた児童・保護者への提供（市教委との連携）

7 いじめ問題への具体的な対応マニュアル及び資料

(1) 校内体制と関係機関との連携

(2) 早期発見システム

(3) 対応システム

(4) 加害・被害児童への指導

(5) 周囲の指導への指導・支援

(6) 保護者への啓発

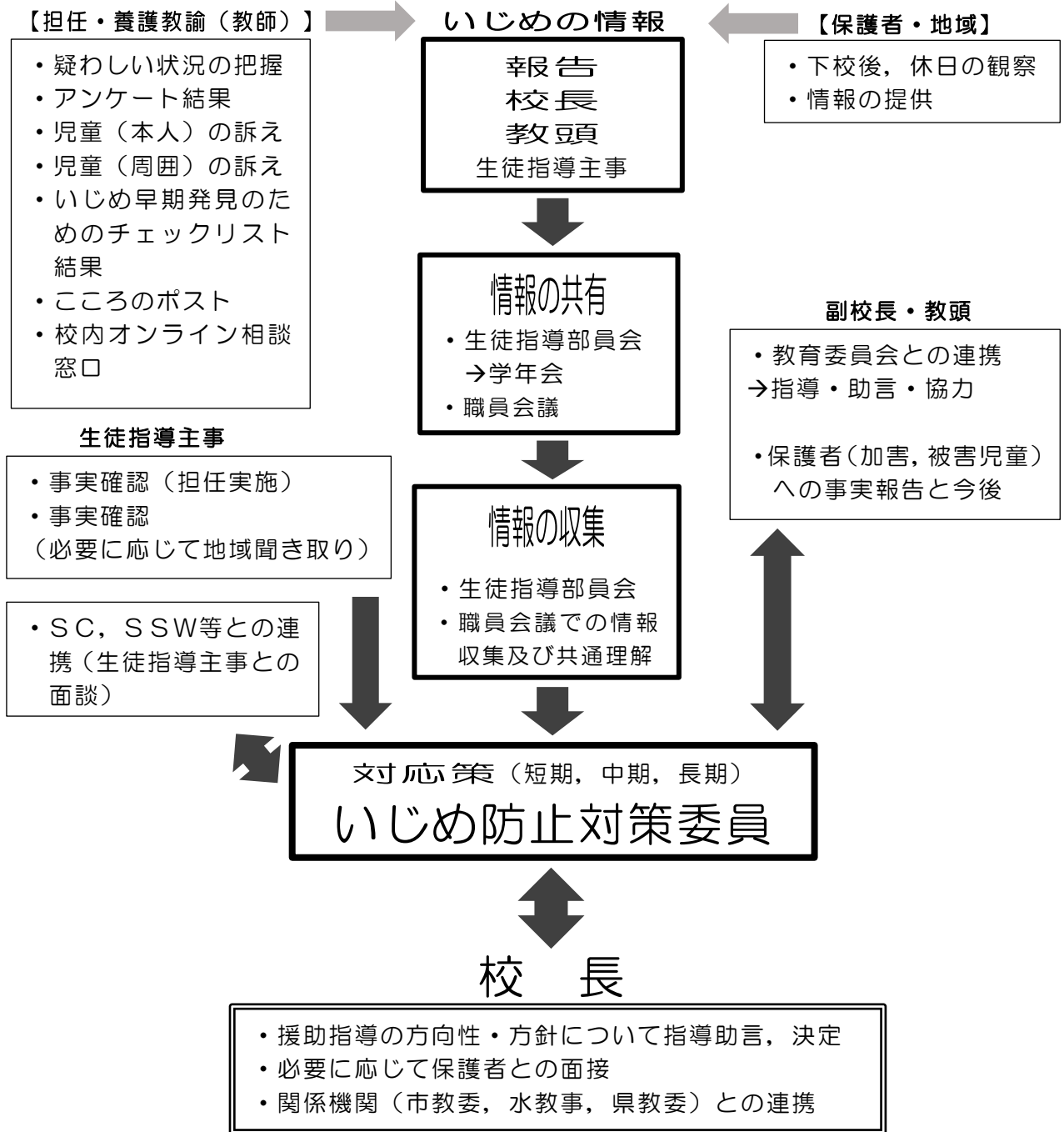
(7) 地域との連携

(8) 市教委との連携

(9) アンケート調査

(10) いじめ早期発見のためのチェックリスト

校内体制と関係機関との連携



※学期毎に点検し，必要に応じPDCAサイクルを活用し見直す。
P（計画）⇒D（実行）⇒C（評価）⇒A（改善）

学校は校長の方針に基づき，組織として「いじめ」対応（処）を進めています。一人の教師の情報だけでなく，多面的に情報の収集に努め，「解決宣言」ができるまでは，指導後も観察を要し，児童の様子（加害・被害児童・全体の雰囲気）を，色々な教育活動の場面で観察しなければならない。

早期発見システム

共通認識

共通理解

情報の共有化

学校

家庭

- ① アンケート調査
→年12回(毎月)
→いじめ情報により適時
- ② 観察
→授業中(学習)・休み時間
(うつむく, 無言, 無所属, 授業遅刻, 成績の低下)
→生活全般
(頭痛・腹痛の訴え, 無視, 衣服の汚れ, いたずら, 私物の破損, 子供同士の会話, LINE等)
- ③ 校内巡視
→校内死角場所の巡視(B棟4階)
→トイレ
(他学年トイレの使用, B棟4階トイレ)
- ④ 悩み相談
→一瞬のコミュニケーションを大切に
(少しでも気になる内容)
- ⑤ こころのポスト(相談ポスト)や
校内オンライン相談窓口
→ポスト等へ依頼した児童との面談
(生徒指導主事→面談希望職員へ依頼)

- ① 持ち物チェック
→紛失, いたずら
(例: 私物への落書き, 鉛筆の破損等)
- ② 帰宅後の様子(学校, 放課後, 休日)
→衣服の汚れ, 体の傷・あざ(衣服で隠れている部分にも注意), 金銭・私物が減っている, 無くなっている。
- ③ 言葉遣い, 行動の変容
→いらいら, 反抗, 乱暴, 無関心, 反応無し
- ④ 登校しぶり
→頭痛・腹痛
(欠席続く: 前日夜は登校する→翌朝: 腹痛)
- ⑤ 外出拒否
→家の中での生活, 一人遊び, 自室への閉じこもり
→人混みを避ける
- ⑥ 成績の低下
→学習意欲低下
→家庭学習の集中低下
- ⑦ 携帯, スマホ等の使用状況

地域

: 情報の提供

- ① 登下校時の様子
→一人登下校
→登校班から離れている
→グループから遅れて歩いている, 荷物持ち, ひそひそ話
- ② 遊びの様子(団地内, 公園等)
→同学年児童と遊んでいない, 一人で遊んでいる
→遊びの片付け
→二人乗り自転車の運転手
→私物の貸し借り(金銭, カード等)
→グループの後ろをついていく
- ③ 帰宅時間が遅い
→帰れない状況(一人でも, 帰ろうとしていない)
→いいわけを考えている

対応(処)システム

学校

○事実確認の集約→※事実確認は個別対応で丁寧に、慎重に、速やかに

①詳細な聞き取り

【時間（余裕をもって）、場所（相談室等）、メンバー（担任、学年スタッフ、生徒指導主事）、様相】

②いじめの構造と動機、背景を探る。

→家庭環境は？兄弟姉妹は？友人関係は？

③周囲の児童からの聞き取り

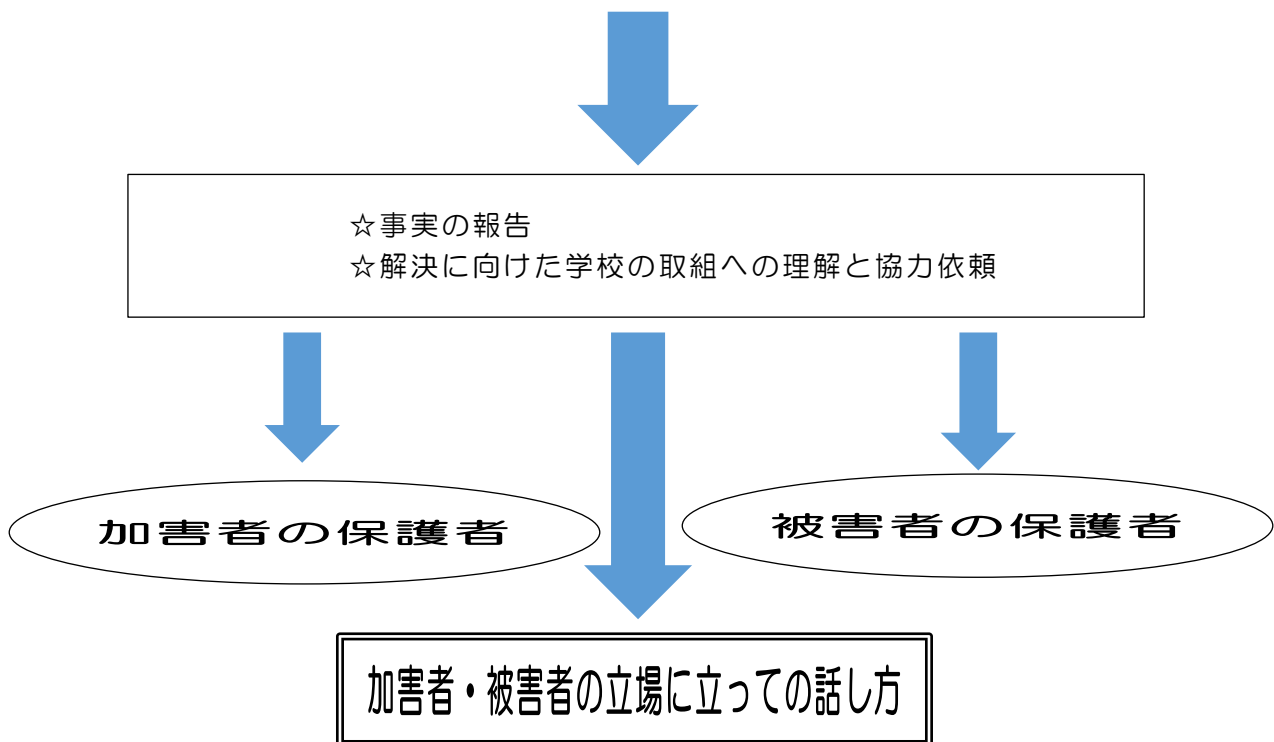
→傍観者も「いじめ容認者」であることを伝える。

○対応策を明確に・・・短期、中期、長期に分けての対応策を打ち出す。

※教職員の共通認識、共通理解

○市教委への状況報告と相談

・地域、関係機関を動かした解消に向けての筋道づくり



○来校していただく

→「いじめは絶対許されないこと」「いじめをしてはいけないこと」を指導し、いじめられる側の思いに至るまで話し合う。

→加害者も梅が丘小の大切な児童であり、生活を立て直すことを念頭に話す。

○来校または家庭訪問

→児童のつらかった気持ちに共感

→「守る」ことの約束

→今後の学校の援助指導に対する方向性について意見をうかがう。

加害児童への指導

被害児童への指導

相談室の活用

＝基本姿勢＝

- ①いじめ行為について、「絶対に許されないこと」を毅然とした態度で指導する一方で、その児童の欲求不満を受容し、心の安定へ変容するように努める。
- ②いじめ行為や他人を誹謗する言動が正当なものではなく、卑劣であることを十分に悟らせる。
- ③児童の人権感覚を育て、互いの人権を大切にし、助け合いの中で相手の心の痛みが分かるような感性が育つよう援助する。

★具体的対応（処）

正確な事実確認：共感的・受容的対応

- ↓
- いつ、どこで、誰が、誰に
 - 何を、どのように、なぜ

指導の雰囲気づくり

- ↓
- 緊張を解きほぐす、共有的体験化対応
 - 緊張、警戒心をほぐす
 - 児童の言葉に耳を傾ける指導

反応に応じた指導：積極的な対応

- ↓
- 行動の背後にある原因の把握
 - 不平、不満をじっくりと聞く

反省を促す指導：毅然とした態度での対応

- ↓
- 人権の大切さを気付かせる指導
 - 児童が自ら反省する方向へ導く

反省を深化させる指導：作業を取り入れた指導

- ↓
- 共に作業し、考えさせる
 - 自分自身を知り、相手の心の痛みを分からせる指導

指導のまとめ：仲間づくりの形成

- 謝罪と和解の援助
- 深い愛情をもった対応
- 皆と共に考えさせる指導

＝基本姿勢＝

- ①弱い立場にある児童の側に立ち、教師はその児童を常に援助する（姿勢を見せる）。
- ②児童の悩みを共感的に受け止め、心の安定をはかり、自律できるように創意工夫に努める。
- ③いじめられる要因となっている面の指摘は避け、精神的にくじけないよう援助し、児童の良い面を励ますと共に、周囲の児童に被害児童を受け入れていくよう指導する。

★具体的対応（処）

安心感を与える：誠実な態度（純粋性・自己一致）

- ↓
- 緊張感をときほぐす
 - 語りかけて心を開かせる

気持ちを受け入れる：受容の姿勢

- ↓
- 心の痛みを子どもの立場にたって理解する
 - 繰り返しの手法で対話
※児童の話した内容を話し手の気持ちになって要約し「・・・という気持ちなんですね」と繰り返すカウンセリング技法

悩みを十分聞く：共感的理解

- ↓
- 非指示的対応
 - 欠点の指摘は避ける
 - 悩みの明確化

気持ちを安定させる：自立再生への動機付け

- ↓
- いじめた児童の反省している気持ちを伝え、いじめに対する毅然たる態度を示す
 - 自ら立ち直る動機づけを示唆する

よさ・持ち味を引き出す：自己の長所の援助

- ↓
- 興味、趣味について自由に話させる
 - 自分を見つめるきっかけをつくる

自信をもたせる：自身の確立

- ↓
- 励ましにより自己肯定感を高められるようにする
 - 多少の失敗を温かく見守る

仲間づくりへの援助：クラスの雰囲気づくり

- 信頼できる友達を見つけ、楽しい充実した生活を感じさせる。
- 自ら学級集団の中に溶け込む努力の援助に努める。

周囲の児童への指導・支援

- ① 弱い立場にあるものの苦しみを理解させ、「いじめ」に対して、正義感をもって対処できるように指導に努める。
- ② 人間は、誰とでも長所や短所を少なからずもっている。このことを十分理解させ、一方向に人の心を傷付けることは、決して許されないということを十分理解させ、一方向に人の心を傷付けることは、決して許されないということを徹底し、友達の良い面を見つけ、互いに認め合っていくことの大切さに気づかせる指導を深める。
- ③ 友達（仲間）の悩みは、自分のものとして捉える共感的人間関係の育成を図り、話し合いをとおして解決策を考えさせ、共に支え合える仲間集団が育つよう支援する。

★具体的対応（処）

いじめの状況把握：いじめを許さない真摯な態度



- いじめの認識の有無
- いじめを助長する雰囲気はないか

全体指導の可否の判断：いじめ再燃への可能性の判断



- 被害児童の孤立感の深まりはないか
- 本人への排斥がひどくないか
- 本人、保護者の学校や担任への不信感が残っていないか

被害者を最優先する指導：いじめを解決する強い意志



- 被害児童の気持ちをくみ取る指導
- 被害児童、保護者に不安感を与えない姿勢
- 全体指導への被害児童、保護者の理解

当事者としての意識化：毅然とした態度での指導



- いじめの構造や心理の指導
- 傍観者の果たす役割
- 被害児童の心理理解
- 許されない「いじめ」への怒り

継続的指導のまとめ：親和的集団の育成

- 被害児童、加害児童を受け入れる雰囲気づくり
- 正しいことが認められる雰囲気づくり
- 悩みや困りごとが相互に出し合える学級、学年の集団づくり
- 人のよさが認め合える学級

保護者への啓発



(1) 子どもの声をじっくり聞く！

- 忙しさをいいわけにせず積極的にあいさつ，丁寧に聞く。
- うなずき，思いを受け止める。（安心・信頼）

(2) 子どもを見守り，理解する

- ふれあいの時間を大切に，お互いが考え合うような話合いをする。
- 話合いから，気になることは早めに学校に相談する

(3) ダメなことはダメ，できないことはできないとはっきり言う

- 親（大人）として許せないことは，しっかり気持ちを伝える。
- 家族の人間関係を大切に，兄弟姉妹の比較はしない。

(4) 生活習慣を規則正しく

- 心の安定は「安定した生活」から・・・家族みんなで「元気なあいさつ」「早寝，早起き，朝ご飯」「読書」「進んでお手伝い」に努める。
- 子どもの言動から，いじめや差別の兆しを見逃さない。
- 大人自身の言動を日々振り返る。

(5) 子どもの自立心を育む

- 多くの体験を積みませ，「生きる力」を育てる。
- ボランティア活動，地域行事を通して，異年齢の人々とのふれあいを通して豊かな人間関係を築く。

(6) 学校と協力して解決にあたる

- 心配事はどんな些細なことでも学校に相談する。
- 子どものケアを最優先にして，学校と協力していじめ問題の解決に努める。

(7) P T A活動の促進

- P T Aへの呼びかけ等，保護者全体でいじめをなくす気運を高める。
- 保護者同士の連携を深め，情報の共有に努める。

地域との連携



(1) 多くの目で子どもを見守る

→名前を呼んであいさつをする。「〇〇さん、おはよう」

→登下校中、少年団活動、下校後・休日の外遊びの中、気になる状況があれば、即学校へ相談する。

(2) 地域行事に子どもを積極的に参加させる

→子どもたちの出番をつくり、地域での存在感、成就感を育む。

→大人と子どもとのふれあいを通して「いじめ早期発見」に努める。

→大人の生きる（生活する）姿勢を示すとともに、相談しやすい関係や注意を受け入れやすい関係を構築する。

(3) 子どもたちが大切にされる地域

→「立哨指導」、「スクールガード」、「こどもの安全守る家」等による登下校時の交通安全指導により、安心感を子どもに与え、「見守られている」「見られている」という意識づけを図る。

→子どもの安定した生活の保障のために、民生委員・児童委員、市子育て支援課、児童相談所等とも連携して取り組む。

(4) 学校と密接な連携を図る

→日常的に学校と情報交換ができる雰囲気づくりに努め、地域と学校が力を合わせて「いじめ撲滅」の意識化を図る。



(1) 梅が丘小への恒常的支援

→「学校におけるいじめ問題の対応」についての指導支援

(2) 緊急時の学校への支援

→緊急時、いじめの速やかな解決に向けて、市教委（指導主事）との連携による対応

(3) 相談体制の充実

→児童の家族関係、生育歴等、市教委・福祉課等との連携により、保護者への対応策を考える。